

「こうべフィールドパビリオンプラスワン～  
特設 WEB サイト『こうべフィールドパビリオン』での情報発信業務  
仕様書

## 1 業務名

「こうべフィールドパビリオンプラスワン～特設 WEB サイト『こうべフィールドパビリオン』での情報発信業務

## 2 業務目的

現行のこうべフィールドパビリオンの情報発信を主眼とした特設 WEB サイト「こうべフィールドパビリオン」をリニューアルし、神戸市内の様々な地域資源とともにアートや歴史など横断的なテーマで紹介することで、地域内の周遊・回遊性を向上させる情報発信業務の企画及びサイト運営業務を委託し、域内のマイクロツーリズムの活性化につなげることを目的とする。

## 3 現状・課題

ひょうごフィールドパビリオンとは、「”HYOGO”の価値の再発見・再評価」をめざし、2025年大阪・関西万博を機に兵庫全体をパビリオンに見立て、地域独自の自然・伝統文化、地場産業など地域の活動現場そのもの（フィールド）を地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験する取組。

※「ひょうごフィールドパビリオン」県 WEB サイト

<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

このうち神戸市内には45の認定プログラムがある。これらのプログラム単体の情報発信だけでなく、テーマ等での深掘により、点から線、面的に広げ、域内への誘客につなげたい。

※こうべフィールドパビリオン 神戸県民センターWEB サイト

<https://kobe-fieldp.jp/>

## 4 事業概要

### (1) 特設 WEB サイト「こうべフィールドパビリオン」での情報発信

令和6年度に開設した「こうべフィールドパビリオン」特設サイトを、他の観光資源を含むプラスワンの地域資源発信サイトにリニューアルするほか、域内の周遊・回遊を促進するため、アートや歴史、食、携わる人物の紹介といった横断的なテーマでフィールドパビリオンや他の観光資源を紹介する情報発信を新たに行う。

ア 地域資源魅力発信コラムの掲載とマップの更新（コラムの内容と連動）

・回数：12回

イ 新着情報の更新

- ・回数：月4回程度（委託者からの依頼に基づき更新）

#### ウ トップページの更新

#### (2) 現行WEBサイト (<https://kobe-fieldp.jp/>) の運営管理

- ・現行サイトの運営事業者とデータの受け取りや形式等の調整業務
- ・契約期間中の保守管理
  - ①ドメインの維持管理
  - ②サーバーの維持管理
  - ③CMS 及び使用している拡張機能の管理
  - ④リンク切れのチェック及び修正
  - ⑤マップシステム（プラチナマップ）の維持管理
  - ⑥その他サイトに実装する機能やツールの維持管理
  - ⑦障害対応
  - ⑧セキュリティパッチの適応等脆弱性対策

#### (3) メディアを用いた発信

- (1) アの情報を他のメディアで発信

### 5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(火)まで

### 6 委託料

3,993,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 7 基本要件

- (1) 特設WEBサイト「こうべフィールドパビリオン」(<https://kobe-fieldp.jp/>)の既存コンテンツ、マップシステム、ドメイン、サーバー、CMS はリニューアルの対象としない。

### 8 希望提案事項

- (1) 地域資源魅力発信コラムの掲載 12回
  - 2 業務目的 にある周遊性・回遊性を高めるために、単なる観光周遊紹介にとどまることなく、神戸市内の魅力が伝わるコラムを提案すること。  
また、コラム掲載記事をサイト内でどのように配置するのか、サイトの構成を提案すること。
- (2) トップページの更新
  - 2 業務目的 にあるフィールドパビリオンだけでなく、地域資源も併せて紹介するサイトにリニューアルするため、その目的にふさわしいトップページを提案すること。

- (3) スケジュール  
工程ごとに公開までのスケジュールを提案すること。
- (4) プロジェクト体制図  
本事業を推進する体制図を提示すること。構成する各メンバーの「役割」「連絡体制」が判別できること。
- (5) 4 (1) アのコラム記事を効果的に発信するメディアを提案すること。
- (6) サイトの閲覧数増加のための方策を提案すること。
- (7) 本事業の目的を実現するにあたり仕様書に記載の内容以外で有効な企画や機能があれば提案すること。

## 9 実績報告

以下のものを委託期間終了日から10営業日以内に提出すること。

- (1) 実績報告書、収支決算書の電子データ  
※報告書には、特設サイトの閲覧回数について記載すること。
- (2) WEB サイト運用に必要な操作手順が示された運用マニュアル（手順書）

## 10 その他留意事項

- (1) 本事業は国の交付金を財源とするため、事業実施には当該予算の成立が前提となる。
- (2) 本事業は令和8年度予算の成立を前提としており、事業実施には当該予算の兵庫県議会での可決・成立が必要となる。
- (3) 本業務内容は、協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大状況など、その他事業内容に含まれない不測の事態によって、契約後においても事業を中止・変更する場合がある。中止・変更時の精算・契約変更等の対応については、受託者が代替措置について速やかに県へ提案し、協議の上で定める。なお、事業中止となった場合は、県が本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務の参考とするため、受託者は、県から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した本業務に関する費用について積算したものを、県の指示する日時までに提出すること。
- (5) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権は県に帰属する。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うこととする。
- (6) 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、県と連絡を取りその指示に従うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。なお、県と受託者とは、適宜必要に応じて協議を実施することとし、必要に応じて関係者も参加の上で行う。
- (8) 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に含まれ

るものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。

- (9) 備品（1品10万円以上）の調達についてはリース又はレンタルによること。
- (10) 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。
- (11) 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。
- (12) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。
- (13) 事故・損害等の対策や対応については、第一義的には受託者において対応すること。